

第 94 回 貿易実務検定® C 級 訂正箇所

次の訂正箇所がございますので、大変申し訳ありませんがご訂正願います。

なお、本試験において当該設問は無効問題として対応しております。

該当ページ箇所		誤	正
【貿易実務】 解答集	P2 問題 1-20	20. ×	20. ○
	P4 問題 1-20	貨物海上保険において、共同海損および全損と、はしけの座礁、沈没、大火災があった場合の分損および本船の衝突に起因する分損事故、並びに損害防止費用等の費用損害の他にも、「船舶の座礁・沈没、大火災があった場合の分損」、「船舶同士の衝突」、「貨物の火災・爆発」、「船舶・艇・その他の輸送用具上にある貨物の他物（氷を含む）との接触」、「避難港における荷卸し」に起因する分損をてん補する条件を FPA (Free from Particular Average) という。	貨物海上保険において、共同海損および全損と、はしけの座礁、沈没、大火災があった場合の分損および本船の衝突に起因する分損事故、並びに損害防止費用等の費用損害のみをてん補する条件を FPA (Free from Particular Average) という。